附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十三条とする。

附則第十五条中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に、「特例交付金法」を「旧特例交付金法」に改め、「（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十四条とする。

附則第十五条の二中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に、「特例交付金法」を「旧特例交付金法」に改め、「第二百十条の十二第一項」とあるのは「」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第十五条とする。

附則第十六条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に、「第二条第二項」を「第二条」に改める。

附則第十九条を削る。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第二条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、同項を同条とする。

附則第三条から第五条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方財政法施行令附則第二条第一項から第五項までの規定は、平成二十三年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十一年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　直人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十七号

過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三号）の施行に伴い、同法附則第四条、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項、第十二条第一項第十七号及び第十八号、第三十条並びに第三十四条、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第一条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「十三億円とする」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する市町村にあっては、十三億円

二　法第二条第一項第二号に該当する市町村にあっては、二十億円

第一条第三項中「平成十年度（法第三十二条の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係るものとする」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号の市町村にあっては、平成十年度（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係る収入の額

二　前項第二号の市町村にあっては、平成二十年度の公営競技に係る収入の額

第三条の見出し中「人口等」を「財政力指数等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二条第一項第二号（」を「第二条第一項第一号本文（」に、「含む。次条第二項」を「含む。次条第一項」に改め、同項第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2　法第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一　法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値　小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二　法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値　小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

3　前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第二号ロ及びハ」と読み替えるものとする。